

# 財政的援助団体等監査の結果 に基づく措置事項

平成 3 0 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員



令和元年6月4日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により佐賀県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年2月4日

佐賀県監査委員	久本 智博
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	藤木 卓一郎



# 目次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1	補助金等交付団体関係	
	【団体に対するもの】	
	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会（スポーツ課）	1
1 - 2	公の施設の指定管理団体関係	
	【所管課に対するもの】	
	障害福祉課（一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会 [佐賀県聴覚障害者サポートセンター]）	2
	都市計画課（吉野ヶ里パークマネジメントさが[佐賀県立吉野ヶ里歴史公園]）	2
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	4
2 - 1	各団体に対するもの	
	【出資団体関係】	
	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金（福祉課）	4
	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会（生活衛生課）	4
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（農政企画課）	5
	公益財団法人さが緑の基金（森林整備課）	5
	【補助金等交付団体関係】	
	佐賀県私立中学高等学校協会（法務私学課）	7
	学校法人旭学園（法務私学課）	7
	一般財団法人佐賀県陸上競技協会（スポーツ課）	7
	社会福祉法人福生会（長寿社会課）	7
	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ（障害福祉課）	8
	社会福祉法人ゆずり葉（障害福祉課）	8
	一般社団法人佐賀県精神科病院協会（障害福祉課）	9
	社会福祉法人佐賀整肢学園（こども家庭課）	9
	鹿島商工会議所（経営支援課）	10
	佐賀県環境生態系保全対策地域協議会（水産課）	10
2 - 2	各所管課・関係課に対するもの	
	【補助金等交付団体関係】	
	文化課、スポーツ課、長寿社会課（公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団）	11
	法務私学課（佐賀県私立中学高等学校協会）	11
	スポーツ課（一般財団法人佐賀陸上競技協会）	11
	スポーツ課（一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会）	11
	障害福祉課（特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれほか7団体）	12
	障害福祉課（社会福祉法人ゆずり葉ほか1団体）	12
	障害福祉課（一般社団法人佐賀県精神科病院協会）	13
	こども家庭課（社会福祉法人佐賀整肢学園）	13

産業企画課（女性グロースハッカー推進共同事業体ほか2団体）	.....	14
水産課（佐賀県環境生態系保全対策地域協議会）	.....	14
<b>【指定管理団体関係】</b>		
都市計画課（吉野ヶ里パークマネジメントさが〔佐賀県立吉野ヶ里歴史公園〕）	...	15

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 補助金等交付団体関係

【団体に対するもの】

監査対象団体	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会		
所 管 課	スポーツ課		
監査執行年月日	平成 30 年 8 月 28 日		
(監査の結果) 【佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助】 (1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。 補助対象経費の算定で補助対象外経費を含め、また、控除すべき寄付金等を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領していた。  過大補助金受領額 192,986 円	(措置の内容)  「佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助金交付要綱」の規定に違反することの無いよう職員に周知徹底した。また、実績報告等を提出する際には、組織内の複数人で関係書類と突合してチェックするようにした。  過大に受領した補助金(192,986円)は平成31年3月1日に返還した。		
佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助算定表(円)			
	交付申請額	実績報告額	再調査額
補助対象経費(A)	6,441,000	6,441,000	6,383,909
補助対象外経費(B)	0	0	57,091
事業費(C)=(A)+(B)	6,441,000	6,441,000	6,441,000
寄付金その他の収入額(D)	0	0	135,895
差引額(E)=(A)-(D)	6,441,000	6,441,000	6,248,014
基準額(F)	6,441,000	6,441,000	6,441,000
県費補助額 (E)と(F)のいずれか少ない額	6,441,000	(a) 6,441,000	(b) 6,248,014
補助金過大受領額(G) =(a)-(b)	-	-	192,986

1 - 2 公の施設の指定管理団体関係

【所管課に対するもの】

所 管 課	障害福祉課																				
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会																				
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 管理委託料を過大に交付しているものがあった。</p> <p>この指定管理事業は消費税法上非課税となっている。したがって管理委託料の消費税の算定にあたり、人件費などの消費税が課税されないものと物品の購入など消費税が課税されるものに区分して積算すべきところ、これを行わず4,130,000円(平成26年度～平成28年度管理委託料)を過大に交付し、損害が発生している。</p> <p>表 管理委託料の正誤(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額 (誤)</th> <th>交付額 (正)</th> <th>過大交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>54,196</td> <td>52,825</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>53,607</td> <td>52,231</td> <td>1,376</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>53,850</td> <td>52,467</td> <td>1,383</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>161,653</td> <td>157,523</td> <td>4,130</td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付額 (誤)	交付額 (正)	過大交付額	26	54,196	52,825	1,371	27	53,607	52,231	1,376	28	53,850	52,467	1,383	計	161,653	157,523	4,130	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、適切に管理委託料の積算を行うとともに、内部チェックの徹底を図ることとした。</p> <p>なお、過大交付額については、令和元年12月20日に団体から全額自主返還されている。</p>
年度	交付額 (誤)	交付額 (正)	過大交付額																		
26	54,196	52,825	1,371																		
27	53,607	52,231	1,376																		
28	53,850	52,467	1,383																		
計	161,653	157,523	4,130																		

所 管 課	都市計画課
監 査 対 象 団 体	吉野ヶ里パークマネジメントさが
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理区域の設定や業務の変更、委託料の支払いに不適正なものがあった。</p> <p>県立吉野ヶ里公園の指定管理委託契約において、指定管理区域60haのうち、未だ開園されておらず指定管理業務が行われていない未開園部分約3haについては、指定管理者に管理させる必要がない区域であるにもかかわらず、当該区域も含めて管理委託料を積算し、この金額をもって契約を締結した結果、平成29年度は5,729,000円が過大な契約となっている。</p> <p>この過大な管理委託料は、管理運営協定を変更することなく、同協定にない新たに発生した指定管理業務の経費に使用されていた。</p> <p>なお、当該区域である県有地は東部土木事</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指定管理区域について協議を行い、平成31年3月20日付けで未開園区域を減じた基本協定の変更を行った。</p> <p>また、委託料については、未開園区域に係る管理業務の減と、新たに発生した子育てし大券事業の対応業務の追加による協議を行い、平成31年3月22日付けで事業計画の変更承認を行った。</p> <p>再発防止のため、年2回実施している実地調査の調査項目に、「協議事項等の必要な手続きがなされているか」を追加した。</p>



<p>務所が別途、予算を措置し管理を行っている。</p> <p>今後は指定管理の実態に即した区域の設定や業務の変更、委託料の支払いを行うとともに、必要な手続きを確実に履行するようにされたい。</p>	
---	--

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2 - 1 各団体に対するもの

【出資団体関係】

監査対象団体	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金
所管課	福祉課
監査執行年月日	平成30年7月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担金の支払いの根拠となるものがなかった。</p> <p>社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の職員が業務に従事しているため、同協議会に対して、従事割合に応じて人件費に係る負担金を支出していたが、支払いの根拠となる協定書等がなかった。協定書の締結を検討されたい。</p> <p>(2) 民間団体に関する助成金について検討を要するものがあった。</p> <p>ボランティア活動等の育成・支援のため3年間を限度として助成金を交付していたが、助成期間内の事業活動は把握しているものの、助成事業終了後の活動状況が把握されていなかった。助成金の効果測定のため、助成事業終了後の活動状況を把握することを検討されたい。</p> <p>補助対象外となっている団体の役職員等への謝金、賃金の確認にあたっては、団体の役職員等の名簿を徴取するなど客観的な資料による確認を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県社会福祉協議会との協議の結果、人件費負担に係る協定書を締結した。</p> <p>3年間の助成終了年次の報告書において、次年度以降の事業継続予定の把握を行うことにした。(令和元年度助成事業報告以降)</p> <p>令和元年度の助成事業申請分から、団体の役職員名簿を徴するようにした。</p>

監査対象団体	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会
所管課	生活衛生課
監査執行年月日	平成30年11月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 収益に係る決算上の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第6号の収支相償の原則を踏まえ、公益事業会計で剰余金が発生することがないように次年度以降に使用する消耗品を購入していた。</p> <p>剰余金が発生する場合は、消耗品の購入だ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>剰余金については、備品整備積立資産に積み立てることとした。</p>

けでなく老朽化が目立つ備品に係る整備積立資金に積み立てるなど様々な対応を検討されたい。	
---	--

監査対象団体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
所管課	農政企画課
監査執行年月日	平成30年9月21日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【さが農村ビジネス創出事業費補助】</b></p> <p>(1) 補助対象の委託契約の変更手続で適正でないものがあった。</p> <p>仕様書を変更する場合、変更契約を文書で締結する必要があるが、変更契約を文書で締結することなく、仕様書を変更していた。また、変更契約額の妥当性が検証されていなかった。</p> <p>委託名 農村ビジネス推進体制構築・農産物直売所出口調査業務</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>事業の管理運営について、業務毎に「見える化」して、整理し、業務の流れチェック表を作成した。今後の再発防止にあたり、チェック表による確認を徹底するよう改善を図った。</p> <p>「委託業務」に関する進捗管理方法については、毎月、進捗管理チェック表で確認することとした。</p> <p>仕様書と突合しながら、内容に変更がないかスケジュール通りに進んでいるかを、複数の職員で確認することとした。</p> <p>その際、内容等に変更があれば、随時、協議し、協議内容を書面で残し、契約の変更等を行うこととした。</p>

監査対象団体	公益財団法人さが緑の基金
所管課	森林整備課
監査執行年月日	平成30年10月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 基金資産運用細則に即した事務処理が行われていなかった。</p> <p>債券の運用に当たり、団体の基金資産運用細則では「元本の償還が確実であること」とされているにもかかわらず、元本保証のない民間債券での運用や債券の満期償還期日前の売却に伴い売却損が発生していた。</p> <p>(2) 収入事務で適切でないものがあった。</p> <p>現金の収納で、領収書を発行していないものや、遡って領収書を発行しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>理事会において、監査委員の指摘内容を報告した結果、今後の運用については、基金資産運用細則に即した「元本が保証されたもの」により運用していくことを確認した。</p> <p>今後の再発防止にあたり、適切な処理を行っていく。</p>

<p>(3) 助成事業の実績報告で検討を要するものがあった。 実績報告への支払の事実を証するものの添付を検討されたい。</p>	<p>今後の再発防止にあたり、提出書類等の周知徹底を図り、県の指導を受けながら適切な処理を行っていく。</p>
---	---

【補助金等交付団体関係】

監 査 対 象 団 体	佐賀県私立中学高等学校協会
所 管 課	法務私学課
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 19 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>( 1 ) 補助対象経費の契約で適切でないものがあった。</p> <p>補助対象経費のテレビ放送で、放送時間帯の変更が行われていたが、契約額の妥当性が検証されていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後、放送時間帯が変更になる場合は、必ず、契約額の妥当性を検証するようにする。</p> <p>平成 30 年度の事業についても、放送時間帯の変更があったが、タイムランクに違いが無いことを確認し、契約額が妥当であることを検証したうえで、事業を実施した。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園
所 管 課	法務私学課
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 8 月 31 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助】</p> <p>( 1 ) 補助対象経費の算定に当たって適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助活動等に要する経費控除額の算定を誤り補助対象経費が過大になっていた。</p> <p>(正) 724,614,192 円 (誤) 725,048,580 円 (差額) 434,388 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>監査での指摘を受け、平成 30 年 12 月 10 日付けで補助事業実績報告書の再提出を行った。</p> <p>交付要綱等を再度確認し、同様の誤りが生じないように留意しながら取り組んできており、十分に補助対象経費を精査したうえで、交付申請書の提出並びに実績報告書の提出を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県陸上競技協会
所 管 課	スポーツ課
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 10 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>( 1 ) 補助事業の執行で適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の経費の配分の変更に際し、変更承認申請書を提出していなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後は、補助事業の経費の配分の変更がある場合は、変更承認申請書を提出し、承認を受けるとする。</p> <p>また、さがん駅伝サポート事業の幹事会において確認を徹底するよう改善を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人福生会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 1 日

<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書で適正でないものがあつた。 補助金額に影響はないものの、実績報告書で補助対象外経費が含まれていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後はこのようなことがないように、事務費対象経費の該当・非該当を精査し、適正に補助事業を行っていく。</p>
--	--

<p>監査対象団体</p>	<p>特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ</p>
<p>所管課</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成30年6月5日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象工事の契約手続きで適正でないものがあつた。 補助金額に影響はないものの、適正でない事務処理が行われていた。 工事費の積算が過大となっていた。 電気設備工事 1,720,000円(内訳表より総括表の数字が過大)</p> <p>予定価格を超えて契約していた。 予定価格 37,000,000円(消費税等抜き) 落札価格 37,407,000円(消費税等抜き)</p> <p>消費税等の加算が過大となっていた。 契約額は(落札価格 37,407,000円×1.08)40,399,560円とすべきところ40,400,000円となっていた。</p> <p>過大額 440円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、県の補助事業を実施する場合は、工事費の積算に誤りがないよう慎重な対応を行う。</p> <p>今後、県の補助事業を実施する場合は、入札時に予定価格の範囲内で落札することとする。</p> <p>今後、県の補助事業を実施する場合は、契約額の算定に誤りがないよう慎重な対応を行う。</p>

<p>監査対象団体</p>	<p>社会福祉法人ゆずり葉</p>
<p>所管課</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成30年10月24日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の算定を誤っているものがあつた。 補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の各種申請手続費、備品等が含まれていた。</p> <p>(正) 130,290,284円 (誤) 131,353,149円 (差額) 1,062,865円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、補助対象外経費を除いて計算するなど、適切な対応を行う。</p>

<p>(2) 知事の承認を受けずに抵当権を設定しているものがあつた。 補助金交付申請時に知事の承認を受けずに、抵当権を設定していた。</p> <p>(3) 補助金申請の内容に不適切なものがあつた。 補助金申請の際、補助金収入以外の資金の大部分は借入金であることが確実であつたが、これを全て自己資金とする歳入歳出予算(見込)書抄本が提出されていた。</p>	<p>本件については、現在、知事に対して抵当権設定の承認申請を行っている。 今後は、補助財産に対する抵当権設定にあつては、交付申請時に知事の事前承認を受けることとする。</p> <p>補助金交付申請時の資金計画については、自己資金と借入金の別を明確にした予算書を作成する。</p>
---	--

監査対象団体	一般社団法人佐賀県精神科病院協会
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	平成30年8月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあつた。 補助金の交付条件では、100万円を超える契約事務がある場合は、契約事務の事前届を求めていたが、提出していなかった。 また、100万円を超える随意契約の場合、知事の事前承認を求めていたが、承認を受けていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、県の補助事業等を実施する際は、交付条件を十分確認し、適切に事務処理を行う。</p>

監査対象団体	社会福祉法人佐賀整肢学園
所管課	こども家庭課
監査執行年月日	平成30年10月31日
<p>(監査の結果)</p> <p>【児童福祉施設整備費補助(児童心理治療施設)関係】</p> <p>(1) 補助対象経費に補助対象外経費が含まれていた。 補助金額に影響はないものの、平成29年度補助対象経費に平成28年度に執行された建築設計業務委託費(基本設計業務)1,620,000円を含めていた。 当該経費は平成28年度の補助金申請、実績報告では補助対象経費に含まれていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、補助事業において事業計画書を提出する際には、補助対象外経費を含まないよう注意する。</p>

<p>また、当該経費に係る契約は補助金内示前に着手され、成果品も内示前に納品されたものであり、平成28年度の補助対象経費にも該当しないものであった。</p> <p>補助金内示日 平成28年12月15日  建築設計業務委託費（基本設計業務）  1,620,000円  契約期間 平成28年12月7日～平成29年1月18日  成果品の納入 平成28年12月12日以前</p>	
---	--

監査対象団体	鹿島商工会議所
所管課	経営支援課
監査執行年月日	平成30年11月1日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書で、適正でないものがあった。  補助金額に影響はないものの、期末手当等の役職加算金が、規程通りに支給されていないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は手当等の支給には規定を確認する等して再発防止に努めていく。</p>

監査対象団体	佐賀県環境生態系保全対策地域協議会
所管課	水産課
監査執行年月日	平成30年8月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業に係る実施方法で改善すべきものがあった。  県の補助金交付決定書において補助事業者が間接補助金を交付する際に付すこととされている条件が付されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>間接補助金を交付する際に付すこととされている条件について、交付要綱に基づき付すこととした。</p>



2 - 2 各所管課・関係課に対するもの

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	文化課、スポーツ課、長寿社会課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
(監査の結果) (1) 補助金の予算措置等で適正でないものがあった。 複数の課が一つの団体に補助金を交付しているが、補助対象経費の増減に伴い、関係課の間で予算を流用するなどの措置が必要であったにもかかわらず、その手続きを行っていないかった。	(措置の内容) 各事業費において、変更が見込まれる場合は、変更交付申請を行うよう団体へ指導を行い、適切な事務処理に徹底していく。 引き続き、関係課間での連携を密にし、団体への指導を強化していくことにより、適切な事務処理につなげていく。

所 管 課	法務私学課
監 査 対 象 団 体	佐賀県私立中学高等学校協会
(監査の結果) (1) 実績報告の審査で不十分なものがあった。 補助対象経費のテレビ放送で、放送時間帯の変更が行われていたが、補助対象経費の妥当性が検証されていないかった。	(措置の内容) 放送時間帯が変更になる場合は、契約額の妥当性を必ず検証するよう指導を行った。 また、今後の補助事業については、必要に応じて中間検査を行うなど、更なる審査事務の徹底を図っていく。

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀陸上競技協会
(監査の結果) (1) 団体への指導で不十分なものがあった。 補助事業の経費の配分の変更に際し、変更承認申請書が提出されていないかった。団体に対する指導を徹底されたい。	(措置の内容) 補助事業の経費の配分の変更に際しては、変更承認申請の手続きをとるよう指導を行った。  補助事業の経費の配分の変更が生じた場合、変更手続きが必要となるため、団体から事業の遂行状況について報告を求める等、適時執行状況の把握に努め団体に対する指導を徹底する。

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会
(監査の結果) (1) 団体の指導及び実績報告書の確認で不十分なものがあった。 団体の実績報告の誤りにより、返還事例が発生している。 団体への指導を徹底するとともに、実績報	(措置の内容) 実績報告書の審査を行う際は、書面だけでなく、現地に出向いて行うこととした。 関係団体には、書類提出の際には組織内の複数人で関係書類との突合を徹底するよう指導を行った。

<p>告の審査にあたり、実地の検査を行うなどして、実績報告の根拠となる決算書等の資料の確認を徹底されたい。</p>	
---	--

<p>所 管 課</p> <p>障 害 福 祉 課</p>	<p>障 害 福 祉 課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p> <p>特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれほか7団体</p>	<p>特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれほか7団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告を受領し、額の確定を行っていた。</p> <p>電気設備工事 1,720,000 円 過大(総括表の数字が過大)</p> <p>諸経費 2,341,760 円 過少(計上せず)</p> <p>消費税等 2,814,815 円 過少(計上せず)</p> <p>計 3,436,575 円 過少</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、実績報告書の内容を十分に確認するとともに、特に補助対象経費について厳格な審査を行う。</p>

<p>所 管 課</p> <p>障 害 福 祉 課</p>	<p>障 害 福 祉 課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p> <p>社会福祉法人ゆずり葉ほか1団体</p>	<p>社会福祉法人ゆずり葉ほか1団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【社会福祉法人ゆずり葉関係】</p> <p>(1) 実績報告書等の審査で適切でないものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の各種申請手続費、備品等が含まれていた。</p> <p>(正) 130,290,284 円 (誤) 131,353,149 円 (差額) 1,062,865 円</p> <p>審査が十分でないため、補助金交付申請時に借入金及び抵当権設定の予定の有無を確認しないまま交付決定を行っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、補助対象外経費を含めないよう、審査を徹底する。</p> <p>補助金交付団体に対しては、内示を行う際に、申請書作成にあたっての注意点を指導する。</p> <p>本件については、現在、団体からの申請を受け、国に対して抵当権設定の承認申請を行っている。</p> <p>今後は、交付申請時の審査において抵当権の設定の有無を確認するとともに、実績報告時においても抵当権の有無を確認する。</p>

<p>(2) 補助金交付要綱で適切でないものがあった。</p> <p>補助金要綱において、別表2-1として1事業(1施設)当たりの補助基準単価を定めるべきところ、これを定めていなかった。</p>	<p>県の交付要綱を改正し、国の交付要綱に定める別表を準用することを明記した。</p>
---	---

<p>所 管 課</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>一般社団法人佐賀県精神科病院協会</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付条件では、100万円を超える契約事務がある場合は、契約事務の事前届を求めており、補助金申請書添付書類で100万円を超える契約事務があることが把握できていたにもかかわらず、契約事務の事前届を提出させていなかった。</p> <p>補助金の交付条件について、交付決定時等に説明を行うなどして指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>当該補助事業は平成29年度末で廃止しているが、県からの補助事業を実施するに当たっては、交付条件を十分確認した上で適切に事務処理を行うよう指導した。</p>

<p>所 管 課</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社会福祉法人佐賀整肢学園</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 交付申請書、実績報告書の審査で適切でないものがあった。</p> <p>補助対象経費の執行時期や前年度の補助事業の実績確認が不十分であったため下記の事態が発生していた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、平成29年度補助対象経費に平成28年度に執行された建築設計業務委託費(基本設計業務)1,620,000円を含めていた。</p> <p>当該経費は平成28年度の補助金申請、実績報告では補助対象経費に含まれていなかった。</p> <p>また、当該経費に係る契約は補助金内示前に着手され、成果品も内示前に納品されたものであり、平成28年度の補助対象経費にも該当しないものであった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>事業計画の提出に際しては、補助対象外経費を含めないよう社会福祉法人佐賀整肢学園に対して指導を行った。</p> <p>また、補助事業の審査にあたっては、事業計画の内容や執行時期、実績報告を十分に確認して行う。</p>

補助金内示日 平成 28 年 12 月 15 日 建築設計業務委託費（基本設計業務） 1,620,000 円 契約期間 平成 28 年 12 月 7 日～平成 29 年 1 月 18 日 成果品の納入 平成 28 年 12 月 12 日以前	
---	--

所 管 課	産業企画課
監 査 対 象 団 体	女性グロースハッカー推進共同事業体ほか 2 団 体
( 監査の結果 ) <b>【女性グロースハッカー推進共同事業体関係】</b> ( 1 ) 補助金交付要綱の補助対象経費として認め られない経費があった。 補助事業者は雇用関係にない者に対しス キルアップのための研修を実施し、研修受講 者に対する手当を支給しているが、この手当 が補助金交付要綱の補助対象経費である「臨 時に雇い入れた者に係る経費」として整理さ れていた。 補助金額に影響はないものの、補助対象外 経費を含めた補助金交付申請及び実績報告 がなされ、申請内容どおり交付決定及び額の 確定が行われていた。	( 措置の内容 )  速やかに補助事業者に説明した。そのうえ で、平成 30 年度申請分について、同経費は補 助対象外経費として変更申請させた。 今後このようなことがないよう、組織として の確認体制を強化し、適正に事務処理を行う。

所 管 課	水産課
監 査 対 象 団 体	佐賀県環境生態系保全対策地域協議会
( 監査の結果 ) ( 1 ) 補助事業者の指導で不十分なものがあつ た。 補助事業者が間接補助金を交付する際に 付すべき条件を付していないにもかかわらず その是正について、指導がなされていなか った。	( 措置の内容 ) 補助事業者の事業実施に当たって、交付要綱 等の順守について、指導を徹底していく。

【指定管理団体関係】

所 管 課	都市計画課
監 査 対 象 団 体	吉野ヶ里パークマネジメントさが
<p>(監査の結果)</p> <p>(2) 指定管理の仕様書、財産管理で適正でないものがあつた。</p> <p>指定管理料の限度額の算定に合わせ、芝刈り、草刈り回数、面積等を業務仕様書に表示する必要があるが、表示していなかつた。</p> <p>指定管理物件の財産管理で適正でないものがあつた。</p> <p>北口関係の土地、建物、工作物で都市公園台帳が整備されていなかつた。</p> <p>土地 15.8ha            建物 北口サービスセンター、トイレ棟            2,007.4 m<sup>2</sup>            工作物 四阿等</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指定管理仕様書に、植物管理費算定の数量を表示し、その算定数量と実施数量の比較管理することを表示した。</p> <p>都市公園台帳の更新を今年度実施する。</p>